

障害者総合支援給付支払等システムに係るQ&A

No	区 分	質 問	回 答	備 考
1	ケアホームとグループホームの一元化	平成26年2月28日付事務連絡「共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)の一元化に伴う指定及び支給決定事務等に係る留意事項について」のⅠ事業所指定において、平成26年4月1日に共同生活介護の指定を受けている事業者は、共同生活援助に係る指定を受けたものとみなされるため、指定の申請等の手続きは不要とあるが、国保連合会に対してもみなし指定された事業所の情報を提出する必要はないと考えてよいか。	サービス種類が共同生活介護から共同生活援助に変更となるため、みなし指定の場合でも、共同生活援助の内容の事業所異動連絡票情報(サービス情報)を作成し、国保連合会へ提出する必要がある。	平成26年3月11日付 事務連絡
2	ケアホームとグループホームの一元化	平成26年2月28日付事務連絡「共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)の一元化に伴う指定及び支給決定事務等に係る留意事項について」のⅡ支給決定事務において、平成26年4月1日に共同生活介護の支給決定を受けている利用者がみなし支給決定された場合、本市においては、みなし支給決定された利用者に対し、特段受給者証の交付等の手続きを行う予定はないが、国保連合会に対しても支給決定情報を提出する必要はないと考えてよいか。	みなし支給決定の場合でも、サービス種類が共同生活介護から共同生活援助に変更となることから、共同生活援助の内容の受給者異動連絡票情報(支給決定情報)を作成し、国保連合会へ提出する必要がある。	平成26年3月11日付 事務連絡
3	ケアホームとグループホームの一元化	外部サービス利用型指定共同生活援助に入居し、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する利用者に対しては、「受託居宅介護サービス費の支給量(時間(15分単位)／月)」を決定することとなるが、国保連合会に提出する「330802:共同生活援助受託居宅介護サービス費対象者」の支給決定情報についても決定支給量を設定して提出すると考えてよいか。	お見込みのとおり。	平成26年3月11日付 事務連絡

障害者総合支援給付支払等システムに係るQ&A

No	区分	質問	回答	備考
4	生活介護の医師配置	平成26年3月7日の主管課長会議資料(障害福祉課/地域生活支援推進室/障害児・発達障害者支援室提出資料)の7ページ、「4 生活介護における医師配置の取扱いについて」の【参考】体制の届出(変更案)では、「医師配置」について「1. なし 2. あり」と記載がされているが、システム上では「配置医減算の有無」について「1. なし 2. あり」を設定することとなっている。 生活介護において医師を配置しておらず、体制の届出において「1. なし」と記載した場合、システム上では「2. あり」を設定するという理解でよいか。 また、従前通り医師を配置しており、体制の届出を行っていない場合(体制の届出で「2. あり」と記載した場合も同様)、システム上は自動的に「1. なし」と設定されているとみなされ、システム設定に係る作業は特段発生しないということでしょうか。	お見込みのとおり。 ただし、平成26年4月以降にその他の体制等に変更が生じ、生活介護における事業所異動連絡票情報(サービス情報)を国保連合会へ提出する場合、「配置医減算の有無」についても必ず設定する必要がある。	平成26年3月11日付 事務連絡
5	ケアホームとグループホームの一元化	決定サービスコード「共同生活援助受託居宅介護サービス費対象者(330802)」について、受給者情報(支給決定情報)の決定支給量、1回当たりの最大提供量は、設定が必要か。	決定支給量については、必ず設定する必要がある。 1回当たりの最大提供量は、設定不要である。	平成26年3月20日開催 合同担当者説明会
6	ケアホームとグループホームの一元化	決定サービスコード「共同生活援助受託居宅介護サービス費対象者(330802)」の決定支給量は、どのように設定するのか。	1月当たりの時間数を0.25(15分)単位で設定する。	平成26年3月20日開催 合同担当者説明会
7	ケアホームとグループホームの一元化	インタフェース仕様書(都道府県編) 事業所異動連絡票情報(サービス情報) 項番19「サービス提供単位番号」のバイト数が2から3に変更されているが、既に国保連合会の台帳に登録されている情報についても、3桁で設定されているものとして取り扱うことになるのか。	お見込みのとおり。 既に国保連合会の台帳に2桁で登録されているサービス提供単位番号については、項目値の先頭に「0」を付加して3桁に変換する。	平成26年3月20日開催 合同担当者説明会
8	ケアホームとグループホームの一元化	平成27年度まで、毎年地域区分と1単位単価が変更となるが、平成26年4月1日から、共同生活介護(ケアホーム)が共同生活援助(グループホーム)に一元化された場合、共同生活援助の1単位単価のみ適用されることになるのか。それとも、現行どおり、共同生活介護、共同生活援助のそれぞれの1単位単価が適用されることになるのか。	平成26年4月以降の共同生活援助の事業所については、共同生活援助の1単位単価のみ適用される。	平成26年3月20日開催 合同担当者説明会

障害者総合支援給付支払等システムに係るQ&A

No	区分	質問	回答	備考
9	ケアホームとグループホームの一元化	平成26年3月7日開催の障害保健福祉関係主管課長会議において、共同生活援助の事業所における夜間支援等体制加算の算定要件として、「1の住居において夜勤の配置以外に宿直配置の日が一定程度(宿直配置の日数が、「1月に夜勤配置の日数を超えない範囲内)」あっても、夜勤体制を評価する加算(夜間支援等体制加算(I))を算定できるようにする。」とあるが、上記に該当する場合の事業所台帳情報(サービス情報)及び実績記録票はどのように設定すればよいか。	事業所台帳情報(サービス情報)については、夜間支援等体制加算区分の項目に「2:夜間支援等体制加算I」を設定する。 実績記録票については、夜間支援等体制加算の項目に、夜間支援等体制加算を算定する全ての日において、「1:夜間支援等体制加算I」を設定する。	平成26年3月20日開催 合同担当者説明会
10	ケアホームとグループホームの一元化	今回の制度改正で創設されるサテライト型住居について、それぞれ一つのサービス提供単位として考えるのか、サービス提供単位としては本体住居に含まれるという考えになるのか。	サテライト型住居も本体住居の一部であるため、個々のサテライト型住居をそれぞれ一つのサービス提供単位として、事業所台帳に登録する必要はない。	平成26年3月31日付 事務連絡
11	ケアホームとグループホームの一元化	3月31日で指定有効期間満了を迎える事業所については、4月から6年間は「みなし指定」という扱いになると考えてよろしいか。 または、4月までに新体系に基づく更新申請が必要となるのか。	指定の有効期間満了により、3月31日で指定の効力がなくなるため、更新申請が必要となる。	平成26年3月31日付 事務連絡
12	ケアホームとグループホームの一元化	グループホームとケアホームの両方を指定を受けている事業所の場合、「事業所番号を変更しなくてもよい」とのことだが、平成26年4月以降は一つの事業所(事業所番号が同一の事業所)において、介護サービス包括型と外部サービス利用型の両方の区分を持つことになるのか。	一元化後、当該事業所がどのような形で運営するかによって、介護サービス包括型か外部サービス利用型のいずれかの区分のみとなる。なお、平成26年4月1日時点で一体型の指定を受けている事業所については、指定共同生活援助事業所(介護サービス包括型)とみなされる。	平成26年3月31日付 事務連絡
13	ケアホームとグループホームの一元化	平成26年4月1日において現に存する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所又は経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所が、引き続き共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行う場合、国民健康保険団体連合会に登録する事業所台帳上の「みなし指定の有無」の設定はどのように行うのか。	平成26年4月1日において現に存する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所又は経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所については、みなし指定の有無にかかわらず、「みなし指定の有無」を「1:無し」と設定すること。	平成26年3月31日付 事務連絡
14	医師配置の緩和	生活介護の医師配置の緩和について、障害者支援施設において生活介護を行う場合だけでなく、単独型の生活介護事業所も該当するという認識で相違ないか。	お見込みのとおり。	平成26年3月31日付 事務連絡